

監査委員意見書

令和5年3月16日

広島県監査委員

目 次

定例監査等の結果

- 1 令和4年度定例監査等の結果 1

意 見

- 1 工事に係る事務の適正な執行に向けた仕組みについて 2
- 2 補助金事務の適正な執行について 3
- 3 契約事務の適正な執行について 4
- 4 実効性のある内部統制の実践について 5

知事の要請による監査の結果

- 1 広島高速道路公社等に対する監査の結果について 6

措置等の状況

- 1 監査結果に対する措置等の状況 7

- 資料1 令和4年度定例監査等の結果報告（年度のまとめ）について 8

- 資料2 監査結果に対する措置等の状況 10

定例監査等の結果

1 令和4年度定例監査等の結果

令和4年度は、県の機関72機関、財政的援助団体等20団体に対し、監査を実施した。

その結果、指摘事項49件、改善を求める事項12件、検討要請事項8件となっており、依然として不適切な事務処理等が多く見受けられた。

区 分	監査実施機関(団体)数		監査結果			
		うち指摘事項等を付した機関	指摘事項	改善を求める事項	検討要請事項	計
県 の 機 関	72	28	40	10	7	57
財政的援助団体等	20	6	9	2	1	12
合 計	92	34	49	12	8	69

※ 一つの機関に複数の指摘等をしている場合がある。また、監査実施機関(団体)数は、出資等団体が公の施設の指定管理者となっている場合は、重複して計上している。

(資料1「令和4年度定例監査等の結果報告(年度のまとめ)について」参照
8ページ)

意見

1 工事に係る事務の適正な執行に向けた仕組みについて

公共工事を担当していない機関が発注する工事の執行において、昨年度に引き続き、本年度においても、建設工事執行規則等に定められた事務手続の不備など、不適正な事務処理が複数の機関で見受けられたところである。

これらは、工事の発注機会が少ない機関に限らず、毎年度一定程度の発注機会がある機関においても発生していることから、業務に不慣れなことだけでなく、工事に関する基本的な知識不足や事務処理の認識不足が要因として考えられる。

一方で、県では公共工事を担当する機関が工事の執行に関する専門的な知識や技術を有しており、これを県全体で共有・活用することが不適正な事務処理の解消につながると考えられる。

このため、公共工事で培われたノウハウをどのように活用すれば、公共工事を担当していない機関の不適正な事務処理が減少し、適正かつ効率的な執行に資するかという観点に立って、組織的な指導・助言体制の構築など、全庁的な仕組みづくりを検討していただきたい。

2 補助金事務の適正な執行について

補助金に係る事務については、これまでの監査や決算審査意見書などにおいて交付事務の適正化を求めており、これらを受けて、補助金マニュアル等の整備・活用や履行確認の徹底など適正な執行に向けた取組が進められている。

こうした中、国の間接補助事業に係る補助金について、県から事業者への支払いが所定の時期までに完了しなかったため国庫補助金が歳入欠陥となった事案や、県を経由して申請する国の直接補助金について、県の申請漏れにより補助金を受けることができず、事業者に対し損害を賠償した事案など、補助金に係る不適正事案が複数の部局において発生したところである。

今回の事案を契機として、県では、補助金交付要綱等への支払期限の明記や交付スケジュールの作成、複数の職員による事務の進捗状況の確認など、再発防止策に取り組むこととされているが、改めて制度に対する職員の理解を深め、交付手続に関する事務処理やチェック体制などを再点検するとともに、事業課及び幹事課が連携を図り、事務事業の進捗状況を的確に把握・確認するなど、補助金事務の適正な執行に向けた取組を徹底していただきたい。

3 契約事務の適正な執行について

契約事務については、これまで定例監査や監査委員意見書などにおいて、不適正事案の再発防止や随意契約理由の明確化など、適正な執行を求めてきたところである。

これらを受けて、県では、各種研修や会計指導検査等を通じた指導のほか、契約事務に係るマニュアルの充実、随意契約に係るチェックシートの作成や契約結果の県ホームページでの公表など、契約事務の適正な執行に向けた取組が強化されている。

こうした取組により、本年度は契約事務に係る指摘事項等が減少しており、取組の成果が表れつつあるものの、一者による随意契約の締結においては、特殊要件や非代替性の確認が十分ではなく、契約の相手方が業務を実施できる唯一の業者であることについて客観的かつ具体的な根拠が示されていない、などの不適正な事務処理が見受けられたところである。

契約の公正性、公平性、競争性及び透明性を確保し、県民への説明責任を果たすため、各所属において契約事務の適正な執行が徹底され、全庁的に定着するよう、日常的モニタリングの強化や内部統制推進体制を活用した全庁的なリスク管理の徹底など、組織的な取組を継続して進めていただきたい。

4 実効性のある内部統制の実践について

内部統制の推進に向けて、不適正事案の発生リスクの低減や未然防止のための取組が行われており、監査の指摘等を踏まえ、各所属において事務の点検・見直し等も行われている。

こうした取組により、昨年度集中的な点検が行われた消防用設備等保守点検業務については、本年度の監査において不適正な事務処理が減少するなど、一定の効果も見られるが、物品等管理事務やフロン類使用機器点検業務などにおいて、過去に指摘したものと同様の不適正な事務処理が翌年度以降も別の機関で繰り返される状況が見受けられる。

このため、繰り返される事案について全庁的な点検を行い、早期発見・是正や再発防止を図るとともに、1から3に掲げた個別の事項や内部統制評価報告書審査意見書で付記した事項を着実に実施し、実効性のある内部統制の確立に向けた実践を積み重ねていただきたい。

知事の要請による監査の結果

1 広島高速道路公社等に対する監査の結果について

(1) 監査概要

ア 執行日

(ア) 土木建築局 令和4年8月29日

(イ) 広島高速道路公社（以下「公社」という。） 令和5年2月2日

イ 監査内容

高速5号線シールドトンネル工事契約に係る第三者委員会による調査報告書等を踏まえて公社が策定した再発防止策の実施状況等の確認

(2) 監査結果

公社では、入札監視委員会や競争入札等執行委員会の開催、入札契約方式の周知徹底を図るための全職員を対象とした研修の実施など、再発防止の取組を着実に実施するとともに、令和3年に中期経営計画を策定し、経営会議や監査室を設けるなど、新たな組織体制のもと、令和2年12月公表の「公社改革の方向性」に掲げる取組を加速化させている。

さらに、令和4年3月には「広島高速道路公社グランドデザイン」を策定し、目指すべき将来像とその実現に向けた取組の方向性が示されたところであり、今後も理事長のリーダーシップのもと、役職員一丸となってこれらの取組を自律的に進め、県民・市民から信頼される公社となるよう、取り組んでいく必要がある。

一方、県においては、連絡調整会議を定期的に開催し、公社改革の取組状況や事業の進捗状況等について、広島市及び公社と議論し、必要な助言を行っている。

県には、設立団体として公社のガバナンスと事業推進を指導・監督する責務があり、公社の取組状況の検証を定期的に行うなど、県の外部統制を有効に機能させ、公社が自律的かつ効率的に公社改革及び再発防止策を推進できるよう、引き続き取組を進めていただきたい。

措置等の状況

1 監査結果に対する措置等の状況

定例監査，財政的援助団体等監査及び重点行政監査において指摘等を行った事項については，措置等の状況を3年間確認することとしている。

本年度確認対象の指摘事項等77件のうち，「改善済み」又は「改善見込み」は70件（90.9%），「改善に着手」は7件（9.1%）となっている。

<確認結果>

(単位：件)

区 分	確認対象件数			措置等の状況				
	2年度	3年度	4年度	改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他
3年度 指摘・改善事項	—	—	71	(98.6%) 70	(1.4%) 1			
2年度 指摘・改善事項	—	75	1		(100.0%) 1			
元年度 指摘・改善事項	95	8	5		(100.0%) 5			
合計	—	—	77	(90.9%) 70	(9.1%) 7			

<改善が図られた主なもの>

- ・ 消防用設備保守点検業務委託契約の仕様書に記載された点検を要する消防用設備の現物確認及びチェック体制の強化等
- ・ 合理的理由なく分割発注していた契約の適正な執行に向けた取組の実施
- ・ 文書管理システムによる行政文書の適正管理及び事務の効率化等の徹底

<改善が不十分であり，引き続き取組状況の報告を求める主なもの>

- ・ 進学奨学金貸付金に係る貸出金償還金の長期未収金の解消に向けた取組の強化及び新規発生防止対策の実施

(資料2「監査結果に対する措置等の状況」参照 10ページ)

令和4年度定例監査等の結果報告（年度のまとめ）について

令和5年3月16日
監 査 委 員

1 定例監査等の実施機関数

令和4年度監査基本計画に基づき県の機関72機関及び財政的援助団体等20団体を対象に監査を実施した。

2 定例監査結果等の概要

(1) 機関別監査結果

○ 監査委員会議で協議・決定した監査結果は、指摘事項49件、改善を求める事項12件、検討要請事項8件である。

区 分	監査実施機関(団体)数	監査結果				
		うち指摘事項等を付した機関	指摘事項	改善を求める事項	検討要請事項	
県の機関	知事部局等	46	17	27	10	6
	教育委員会	19	7	10	0	0
	警察本部	7	4	3	0	1
	小 計	72	28	40	10	7
財政的援助団体等	出資等団体	8	4	6	2	1
	補助金交付団体	0	0	0	0	0
	公の施設の指定管理者	12	2	3	0	0
	小 計	20	6	9	2	1
合 計	92	34	49	12	8	

※ 一つの機関に複数の指摘等をしている場合がある。また、監査実施機関(団体)数は、出資等団体が公の施設の指定管理者となっている場合は、重複して計上している。

(2) 性質別監査結果 ※ () 内は、令和3年度の件数

	内 容	指摘事項	改善を求める事項	検討要請事項
県の機関	収入(県税、使用料及び手数料の徴収事務など)	2(4)	0(0)	0(0)
	支出(委託業務、物品購入契約及び補助金交付事務など)	7(21)	4(7)	1(3)
	財産(行政財産の使用許可、現金及び物品の管理など)	13(13)	1(3)	2(1)
	工事(工事や補償に係る事務など)	11(6)	2(2)	4(1)
	その他(県機関における事務処理体制など)	7(7)	3(4)	0(2)
	小 計	40(51)	10(16)	7(7)
財政的援助団体等	経営全般・内部統制に係るもの	1(0)	1(0)	1(0)
	会計処理全般に係るもの	2(1)	0(0)	0(0)
	資産・負債関係に係るもの	0(0)	0(0)	0(0)
	収入(収益)・支出(費用)に係るもの	3(0)	1(1)	0(0)
	補助金等に係るもの	0(0)	0(1)	0(0)
	公の施設管理等に係るもの	3(0)	0(1)	0(0)
	その他(決算書類、税務関係等)に係るもの	0(0)	0(0)	0(2)
	小 計	9(1)	2(3)	1(2)
	合 計	49(52)	12(19)	8(9)

(参考)

指摘事項 … 法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるもの

改善を求める事項 … 業務の執行等において改善を求めるもの

検討要請事項 … 業務の執行等において今後検討を要請するもの

※指摘事項・改善を求める事項についてはフォローアップを実施

3 主な指摘事項等

(1) 県の機関

ア 指摘事項

- 委託契約について、入札参加資格を有しない者と契約を締結していたもの（県立総合技術高等学校）
- 備品について、不用の決定及び廃棄手続を経ずに廃棄していたもの（商工労働局、議会事務局）
- 借受物品について、物品出納職員に対し、受入の通知をしていなかったため、備品出納簿による記録管理が行われていなかったもの（環境県民局、農林水産局、議会事務局）
- フロン類を使用した機器について、簡易点検を実施していなかったもの（県立三次看護専門学校など3機関）
- 工事請負契約において、参考見積書の見積総額をそのまま設計金額として設定しているが、仕様書及び設計書を作成していなかったもの（環境県民局）
- 工事請負契約において、変更設計金額の算出にあたり、適正な積算に基づく設計金額の変更及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更が行われていなかったもの（広島港湾振興事務所）
- 工事請負契約において、変更設計金額の算出にあたり、適正な積算に基づく設計金額の変更及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更が行われていなかったもの（東部農林事務所）
- 工事請負契約において、契約の履行に関する保証を付させていなかったもの（県立三次看護専門学校）
- 工事請負契約において、施工体制台帳及び施工体系図の作成等を受注者に行わせていなかったもの（県立広島病院、県立呉工業高等学校）
- 行政財産使用料の徴収において、収入手続が遅延していたもの（商工労働局）
- 普通財産の貸付料の徴収について、収入手続が遅延していたもの（健康福祉局）

イ 改善を求める事項

- 委託契約について、随意契約を行う場合は、その適用について慎重に判断し、その根拠とした理由についても、県民の理解が得られるよう客観的かつ合理的なものとするよう求めたもの（県立農業技術大学校）
- 委託契約に係る設計積算において、過不足とならないよう適切な単価を用いて積算することを求めたもの（土木建築局）
- 工事請負契約において、緊急を要し、応急稟議により復旧工事等を業者に依頼した場合は、その後速やかに契約を行うことを求めたもの（広島水道事務所）

ウ 検討要請事項

- 全庁的な内部統制の推進を図る観点から、公共工事を担当していない機関においても、工事請負契約に係る設計、発注、施工管理、検査など一連の業務を適正かつ効率的に執行できるよう、建設工事の制度関係課と連携を図り、全庁的な仕組みづくりを要請したもの（総務局）
- 工事請負契約において、仕様書及び設計書の未作成や建設工事執行規則に定められた事務手続の不備など不適切な事務処理が見受けられた。毎年度一定程度の工事請負契約を執行していることから、関係法令等の理解と遵守について周知・徹底を図るとともに、内部統制における建設工事の制度関係課と連携を図り、業務が適正かつ効率的に執行できる仕組みづくりを要請したもの（環境県民局）
- 建設工事に係る内部統制の制度関係課として、公共工事を担当していない機関においても、建設工事執行規則を始めとする関係規定が遵守され、工事請負契約に係る設計、発注、施工管理、検査など一連の業務を適正かつ効率的に執行できるよう要請したもの（土木建築局）
- 随意契約を行う場合は、契約の透明性・公正性を明確にするため、業者選定の合理的な理由を客観的かつ具体的に記載するよう求めたもの（健康福祉局）
- 緊急に整備を必要とする備品の購入方法について疑義が生じないよう、実情に応じた事務処理の方法を整理するなど、要綱の見直しを要請したもの（県立広島病院）

(2) 財政的援助団体等

- 委託契約において、随意契約することができる要件に該当していないにもかかわらず随意契約により契約を締結していたもの（広島県公立大学法人：指摘事項）
- 契約事務の適正な執行が確保されるよう効果的な研修の実施やチェック体制の見直しなど、内部統制が有効に機能するよう、組織的な取組の徹底を求めたもの（広島県公立大学法人：改善を求める事項）

※ ●は監査委員意見書に記載している事項

監査結果に対する措置等の状況

1 監査結果に対する措置等の状況

○ 令和元年度から令和3年度における総括

監査結果のフォローアップとして、令和3年度監査結果に対する執行機関の措置状況（地方自治法第199条第14項）、令和元年度及び令和2年度の監査結果のうち未改善事項に対する取組状況を確認したところ、次表のとおりであった。

今年度、確認対象となった件数は、合計77件であり、このうち「改善済み」又は「改善見込み90.9%（昨年度は88.6%、一昨年度は82.7%）」となっている。

なお、改善が不十分と思われるものについては、引き続き、その後の取組状況の報告を求めるほか、必要に応じて改めて指摘を行うなど、改善に向けた取組が推進されるよう努める。

（単位：件）

区分			確認対象件数			措置等の状況				
			2年度	3年度	4年度	改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他※
3 年度 指摘 ・ 改善	定 例 監 査	県機関			67	67				
		出資法人等			4	3	1			
	計			71	70	1				
2 年 度 指 摘 ・ 改 善	定 例 監 査	県機関		58	1		1			
		出資法人等		17	0					
	計		75	1		1				
元 年 度 指 摘 ・ 改 善	定 例 監 査	県機関	71	6	4		4			
		出資法人等	22	2	1		1			
		小計	93	8	5		5			
	重点行政監査 (間接補助金)	2	0	0						
	計	95	8	5		5				
合計					77	70	7			

※執行機関の考えや見解が妥当又はやむを得ないと認められるもの。

【参考：各年度指摘分の改善状況（令和4年度現在）】

年度	確認対象件数	改善済み・見込み	改善率
令和3年度	71件	70件	98.6%
令和2年度	75件	74件	98.7%
令和元年度	95件	90件	94.7%

2 改善が図られた主な事項

(1) 委託契約の適正化について（令和3年度定例監査）

- ア 具体的な理由が明確でない随意契約を行っていたものについて、所属内で指摘事項の周知を行い、具体的な随意契約理由を明確に記載することとされた。（総務局，健康福祉局，土木建築局）
- イ 合理的な理由なく分割して発注していたものについて、所属内で指摘事項の周知を行い、経済性，公平性，競争性及び透明性を確保して契約することとされた。（農林水産局，教育委員会事務局，議会事務局）
- ウ 消防用設備保守点検業務の委託契約において，点検を要する消防用設備を記載した特記仕様書の種類や数量が実際と相違しているものについて，現物確認やチェック体制の強化等が図られた。（総務局，教育委員会事務局）

(2) 財産管理等の適正化について（令和3年度定例監査）

- ア 行政財産の使用許可において，使用許可台帳の記録や更新手続きが行われていなかったものについて，適正な事務処理の徹底が図られた。（土木建築局，警察本部）
- イ 備品や借受物品において，備品出納簿の記録や処分手続きが行われていなかったものについて，適正な事務処理の徹底が図られた。（商工労働局，土木建築局，教育委員会事務局）

(3) フロン類の法定点検について（令和3年度定例監査）

フロン類の使用機器において，法令に基づく簡易点検が行われていなかったものについて，適正な事務処理の徹底が図られた。（総務局，商工労働局，土木建築局，教育委員会事務局）

(4) 行政文書の適正管理等について（令和3年度定例監査）

起案文書の作成において，文書管理システムによらずに決裁していたものについて，広島県文書等管理規程等に基づき文書管理システムを使用し，事務の効率化・高度化が図られた。（商工労働局，農林水産局，教育委員会事務局）

3 今後の取組状況の報告を求める主な事項

進学奨学金貸付金に係る貸出金償還金の縮減について（令和2年度定例監査）

貸出金償還金の長期未収金については，その縮減に向けて取組が進められているが，依然として多額であることから，未収金の解消に向けた取組を一層強化するとともに，未収金の新規発生を防止する対策を講じる必要がある。（教育委員会事務局）